

特 記 仕 様 書

この物件については、収穫調査委託仕様書に定めるほか、以下によるものとする。

- 1．収穫区域界の区域標示テープ色については、監督職員から指示がされた場合は、指示によるものとする。
- 2．収穫区域界の標示間隔については、監督職員の指示によるものとする。
- 3．調査木へのナンバーテープつけは、ホッチキス針 10 mm以上を使用し、2針止めとすること。